

特定非営利活動法人

e z o r o c k

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ezorock という。必要に応じて、ezorock または、エゾロックと表記することができる。

(事務所)

第2条 この法人は、北海道札幌市内に主たる事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次の社会の担い手である青年層を対象に、北海道で発生する持続可能な地域づくりにむけた様々な課題に対して、青年層が自発的に考え行動する機会を提供する総合的なプラットフォームを構築・運営することで、次世代につながる社会づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動 ②
- (2)まちづくりの推進を図る活動 ③
- (3)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑤
- (4)環境の保全を図る活動 ⑦
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 ⑨

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)ボランティアマッチングに関する事業
- (2)プロジェクトコーディネートに関する事業
- (3)人材育成に関する事業
- (4)青年層による自発的な取り組みを支援する事業
- (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とする。

- (1)正会員(学生) この法人の目的に賛同し、活動に参加する学生
- (2)正会員(一般) この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人
- (3)サポート会員(一般) この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (4)サポート会員(特別) この法人の目的に特別に賛同し、入会した個人
- (5)サポート会員(団体及び法人) この法人の目的に賛同し、入会した団体・法人

(入会)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

2 正会員は、代表理事が別に定めるプロジェクト申請書を代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、受理しなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面及び電磁的方法をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は細則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品(会費等)の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、年会費その他の抛出金品は、返還しない。

(社員)

第13条 特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の規定による社員は、次条から第16条までの規定により社員の資格を有する正会員とする。

(社員資格の取得)

第14条 正会員の中で、社員資格を得ようとするときは、総会議決権取得申告書を代表理事に提出しなければならない。

- 2 代表理事は、正当な理由がない限り、社員資格の取得を承諾し、その会員に対してその旨を通知しなければならない。

(社員資格を有する期間)

第15条 正会員が社員資格を有する期間は、総会議決権取得申告書を代表理事が受理した日から、その日の属する年の翌年の3月31日までとする。

(社員資格の継続)

第16条 正会員は、社員資格を有する期間後も引き続き、資格を得ようとするときは、資格を有する期間が満了する年の属する年の2月1日から3月31日までの間に、総会議決権継続申告書を代表理事に提出しなければならない。

- 2 総会議決権継続申告書を提出した正会員は、その申告書を提出した日の属する年の4月1日から翌年の3月31日まで、資格を有する。

(社員資格の喪失)

第17条 社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員でなくなったとき
- (2) 社員資格は、第15条の期間中に、喪失届を代表理事に提出することにより、任意に喪失することができる。
- (3) 前条第1項の規定により総会議決権継続申告書を代表理事に提出せず、社員の資格を有する期間を満了したとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第18条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

3 理事のうち、2名以内の常務理事を置くことができる。

(選任等) ✓

第19条 理事及び監事は、総会において選出する。✓

2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。✓

3 それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。✓

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。✓

(職務) ✓

第20条 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。✓

2 常務理事は、代表理事を補佐し、日常の業務を執行し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ定めた席次の順に従いその職務を代行する。✓

3 理事は、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。✓

4 監事は、次に掲げる業務を行う。✓

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。✓

(2) この法人の財産の状況を監査すること。✓

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。✓

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。✓

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。✓

(任期等) ✓

第21条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。✓

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するときまでその任期を伸長する。✓

3 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。✓

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。✓

(欠員補充) ✓

第22条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。✓

(解任) ✓

第23条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。✓

(1) 職務の執行に堪えないと認められるとき。✓

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。✓

(報酬等) ✓

第24条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。✓

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。✓

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。✓

第5章 総会 ✓

(種別) ✓

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。✓

(構成) ✓

第26条 総会は、社員をもって構成する。✓

(権能) ✓

第27条 総会は、次の事項について議決する。✓

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) その他理事会が必要と認める重要な事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があるとき
- (3) 第20条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 総会を召集するにあたり代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは、電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各社員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面を若しくは、電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第31条、第32条第2項、第34条第1項第2号及び第55条の適応については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成) /

第35条 理事会は、理事をもって構成する。 /

(権能) /

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 /

- (1) 総会に付議すべき事項 /
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 /
- (3) 事業計画及び活動予算の変更 /
- (4) 役員の職務及び報酬 /
- (5) 入会金及び会費の額 /
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ) /
- (7) 事務局の組織及び運営 /
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 /

(開催) /

第37条 理事会は、次のいずれかの場合に開催する /

- (1) 代表理事が必要と認めるとき /
- (2) 理事の総数2分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面若しくは電磁的方法によって召集の請求があったとき /
- (3) 第20条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき /

(招集) /

第38条 理事会は、代表理事が招集する。 /

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。 /
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。 /

(議長) /

第39条 理事会の議長は、代表理事または、代表理事の指名による。 /

(議決) /

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 /

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 /

(表決権等) /

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 /

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。 /
- 3 前項の規定により表決した理事は、第40条第2項及び第42条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。 /

(議事録) /

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 /

- (1) 日時及び場所 /
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) /
- (3) 審議事項 /
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 /
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項 /

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。 /

第7章 資産

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動予算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更) /

第55条 法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について所轄庁の認証を得なければならない。 /

(解散) /

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 /

- (1) 総会の決議 /
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 /
- (3) 社員の欠亡 /
- (4) 合併 /
- (5) 破産手続開始の決定 /
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し /

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 /

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 /

(残余財産の帰属) /

第57条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。 /

(合併) /

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。 /

第10章 公告の方法 /

(公告の方法) /

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 /

第11章 事務局 /

(事務局の設置) /

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 /

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。 /

(職員の任免) /

第61条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。 /

(組織及び運営) /

第62条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。 /

第12章 雑則 /

(細則) /

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。 /

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。 /

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。 /

代表理事	草野 竹史 /
理 事	吉村 暢彦 /
理 事	小林 卓也 /
理 事	國塚 篤郎 /
監 事	高井 俊和 /

3 この法人の設立当初の役員は、第21条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年6月30日までとする。 /

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。／
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から2014年3月31日までとする。／
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。／
- (1) 入会金 0円
- (2) 会費
- | | | |
|----------------|----|-------------|
| 正会員(学生) | 会費 | 3,000円(年額) |
| 正会員(一般) | 会費 | 5,000円(年額) |
| サポート会員(一般) | 会費 | 2,000円(年額) |
| サポート会員(特別) | 会費 | 6,000円(年額) |
| サポート会員(団体及び法人) | 会費 | 20,000円(年額) |